

様式第23の15（第4条の10第3項関係）（平28総省令59・追加、平30総省令9・令元総省令19・令元総省令39・一部改正、令元総省令43・旧様式第23の11繰下・一部改正）

媒介等業務受託者の名称等に関する報告						
年 3月31日現在						
サービスの別表種類						
事業者名 法人番号 電話番号 電子メールアドレス						
整理番号	媒介等業務受託者の名称	届出媒介等業務受託者の届出番号	媒介等業務受託者の法人番号	媒介等業務受託者の連絡先	媒介等業務受託者の階層	利用者と接する業務の有無
参考事項						

- 注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別業とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の項に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別業とすることとする。
- 2 「媒介等業務受託者の名称」の欄には、媒介等業務受託者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人名又は当該団体名を記載すること。媒介等業務受託者が個人である場合にあっては、当該個人の氏名を記載すること。
- 3 「届出媒介等業務受託者の届出番号」の欄には、媒介等業務受託者が法第73条の2第1項の届出を要するものである場合にあっては、当該媒介等業務受託者の届出番号（電気通信事業法施行規則第39条第2項に規定する届出番号をいう。）を記載すること。
- 4 「媒介等業務受託者の法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、当該法人番号がない場合にあっては、住所を記載すること。
- 5 「媒介等業務受託者の連絡先」の欄には、電話番号（公的機関からの連絡を受けることに支障を生じないこの報告を提出する電気通信事業者が認める場合には、電子メールアドレスその他の連絡先）を記載すること。
- 6 「媒介等業務受託者の階層」の欄には、電気通信事業者からの委託に係る段階の数を記載すること。
- 7 「利用者と接する業務の有無」の欄には、利用者と接する業務を実施している場合には「○」、実施していない場合には「×」を記入すること。
- 8 記載する媒介等業務受託者の名称及び階層の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 9 各欄において、記載すべき内容を電気通信事業者が把握していない場合については、当該欄に「不明」と記載すること。この場合において、記載すべき内容を把握していない理由を「参考事項」の項に記載すること。
- 10 その他注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。